

国自旅第244号  
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について

自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者における、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について、下記の者を該当するものとして取り扱うこととしたので遺漏なきよう取り計らわれたい。

#### 記

- 自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者であって、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成24年国土交通省告示第454号）第2条第2号に規定する一般講習を修了した者。